

2. 区域設定

＜第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画＞

| サービス種別 | 区域 |
|--|--|
| 療養介護 施設入所支援 障がい児入所支援 | 大阪府域 |
| 日中活動系サービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 ※療養介護、短期入所を除く 障がい児通所支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障がい児相談支援 | 大阪市(大阪市) 豊能北(池田市、箕面市、豊能町、能勢町) 豊能豊中(豊中市) 豊能吹田(吹田市) 三島(茨木市、摂津市、島本町) 三島高槻(高槻市) 北河内枚方(枚方市) 北河内寝屋川(寝屋川市) 北河内西(守口市、門真市) 北河内東(大東市、四條畷市、交野市) 中河内八尾(八尾市) 中河内東大阪(東大阪市) 南河内北(松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市) 南河内南(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村) 堺市(堺市) 泉州北(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町) 泉州中(岸和田市、貝塚市) 泉州南(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町) |
| 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) 短期入所 自立生活援助、共同生活援助(グループホーム) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 | 各市町村域 |

障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県が定める区域ごとに、サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、利用者に最も身近でサービス提供の実施主体となっている市町村を基本的な単位としつつも、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえて、上記のとおり設定します。